

# 政務調査費アンケート調査御協力をお願い

2010年6月18日

各都道府県議会議員 殿

各政令指定都市議会議員 殿

全国市民オンブズマン連絡会議

事務局長 新海 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-6-41

弁護士法人リブレ内

TEL.052-953-8052 FAX.052-953-8050

<http://www.ombudsman.jp/> info@ombudsman.jp

謹 啓

全国市民オンブズマン連絡会議では、政務調査費調査を実施し、アンケートの集計結果については、来る9月4日、5日に富山市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

大変恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、7月2日（金）までに頂戴できれば幸いです。なお、回答はエクセルに入力いただき、メールにて返信（info@ombudsman.jp 担当：内田）いただけますと幸いです。よろしくお願ひ申し上げます。

謹 白

記

自治体名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

平成22年4月1日現在でお答え下さい。

(1) 平成22年度の1年間の議員1人分の政務調査費交付額 支給対象ごとにお願ひします。

①会派 \_\_\_\_\_円

②議員個人 \_\_\_\_\_円

③その他（個別にお書き下さい）（ \_\_\_\_\_ ）

(2) 領収書の議会への添付状況について

① いくら以上義務付けていますか（全て or ○円以上） \_\_\_\_\_円

② 上記添付はいつ以降支給分ですか。 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月分支給以降

③領収書の議会への提出形式は

- a) 原本 b) 写し c) 非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出

④添付された領収書を市民が閲覧する方法

- a) 収支報告書の閲覧開示時期と同時に領収書も閲覧可能 閲覧可能時期 \_\_\_\_\_  
b) 情報公開請求しなければ閲覧は不可能

(3) 会計帳簿の議会への提出状況について

- a) 提出を義務付けている (根拠法令を教えてください)  
b) 義務付けていない

(4) 活動報告書の議会への提出・公表状況について

- a) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している (根拠法令を教えてください)  
b) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要 (根拠法令を教えてください)  
c) 作成を義務付けていない

(5) 視察報告書の議会への提出状況について

- a) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している (根拠法令を教えてください)  
b) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要 (根拠法令を教えてください)  
c) 作成を義務付けていない

(6) 平成21年度政務調査費の具体的用途について、議会公式ホームページへの記載

- a) 記載あり (URLを教えてください)  
b) 金額のみ (URLを教えてください)  
c) 記載なし

(7) 具体的な用途基準マニュアルについて

①作成状況

- a) 作成している  
b) 作成していない

②上記マニュアルの策定日 (最新版のもの) \_\_\_\_\_

③上記マニュアルの情報提供の可否 (お願い) \_\_\_\_\_

ありがとうございました